

連合鳥取 2018 年度政策・制度要求事項の現状・背景と対応

	要望内容	要望に関する現状・背景等	対 応	担当部局
経済・雇用・労働政策				
1	鳥取県経済の好循環をむけて (1) まち・ひと・しごと創生法における「鳥取県元気づくり総合戦略」において産業・雇用政策の実効性を確保するため、「産官学金労言」等による推進組織のもと、個別施策のチェック・修正が確実に実施されるよう取り組まされたい。	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県元気づくり総合戦略の推進に当たっては、県民総参加の下、毎年、PDCA サイクルを回し進めることとしており、その推進・検証組織として、県内の「産官学金労（＝連合鳥取）言」等による「鳥取創生チーム拡大会議」及び「圏域別創生チーム会議」（東・中・西部）を開催している。 本年度の戦略改訂においては、雇用・経済対策の取組について、県立ハローワーク設置による求職者と企業のマッチング強化、職業能力開発総合大学校基盤整備センターと連携した高度人材育成、国際経済変動に対応した県内企業支援などを記載するとともに、新たに事業承継の成約件数を KPI（重要業績評価指標）として設定した。 ※鳥取創生チーム拡大会議 H29.5.15 2 年目検証・施策見直しと充実・戦略改訂 ※連合鳥取には、本年度の拡大会議・圏域別チーム会議（東部・西部（中部未開催））に御出席・御意見をいただいている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県内の産官学金労言等と連携・協働して個別施策の効果検証・修正を確実に実施し、総合戦略を強力に展開することにより、産業・雇用など本県地方創生の更なる実現に取り組む。 	元気づくり 総 本 部 （とっとり 元 気 戦 略 課）
	(2) 中小企業の事業革新や新陳代謝に必要な設備投資支援を拡充し生産性向上をはかるとともに、産業界と教育機関等が連携し中核的人材の確保と育成や技能・技術の伝承の充実、支援を行われたい。	<ul style="list-style-type: none"> 県版経営革新総合支援事業において、県内企業の新たな取組（経営革新）や生産性向上に資する取組を、設備投資を含めて支援している。 若年者の技能離れや熟練技能者の高齢化により、技能継承に関する課題への対応が急務となっており、若年技能者を「若年者等への技能継承事業」で支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県内企業の経営革新支援や、生産性向上を含めた経営課題全般へのきめ細かな支援を、県内商工団体と連携して行っていく。 引き続き若年技能者育成を支援していくとともに、産業界と連携した職業訓練やインターンシップの充実を図る。 	商工労働部 （企業支援 課） （労働政策 課）
	(3) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、企業間における公正かつ適正な取引関係の確立に向けた取組を推進されたい。	<ul style="list-style-type: none"> （公財）鳥取県産業振興機構に「下請かけこみ寺」を設置し（国委託事業）、中小企業の取引上の悩みや企業間取引や下請代金法などに係る相談に対応している。 なお、県では、県版経営革新総合支援事業等により、県内企業の県内企業の新たな取組（経営革新）や生産性向上に資する取組を支援している。 下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）が設けられ、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されている。 [国の取組]（平成 28 年度実績） （1）勧告等の状況 ①下請法違反行為に対する勧告・指導状況 ・勧告：11 件、指導：6,302 件 ②下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況 ・減額分について親事業者 302 社が下請業者 6,514 名に約 23 億 9,931 万円を返還 （2）その他の主な取組状況 <下請取引適正化推進月間（11 月）> ①下請取引適正化推進講習会開催 ②キャンペーン標語の公募 ③業界団体に対する要請活動 等 <その他> ④優越的地位の濫用規制に関する実態調査、書面調査（親事業者 39,150 名、下請事業者 214,500 名） ⑤下請法基礎講習会、下請法応用講習会、業種別講習会 [県の取組]（平成 28 年度実績） ○（公財）鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置。（国が全国 48 カ所に設置） ○平成 28 年度の下請取引適正化に関する相談の受付実績は、7 件であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業からの下請に係る相談対応をはじめとする県内企業の付加価値向上のための支援を、関係機関と連携して継続する。 （公財）鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置しており、引き続き企業の相談対応を行っていくこととしている。 	商工労働部 （商工政策 課、企業支 援課）
2	【新規】雇用の安定と公正な労働条件の確保について (1) 地域の雇用を守り、働く者が安心して働き続けられる環境を整えるためにも、いわゆる「ホワイトカラー・イグゼンプション」である高度プロフェッショナル制度の創設や「解雇の金銭解決制度」、をはじめとした働く者の雇用環境を悪化させる労働法制の改悪阻止に向け地方としても取り組まされたい。	<ul style="list-style-type: none"> 国は、専門職で年収の高い人を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度」について、残業時間の罰則付き上限規制を盛り込んだ労働基準法改正案と一本化して今後国会に提出する方針と報道されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の改正については、国の動向を注視していきたい。 	商工労働部 （労働政策 課）
	(2) 過労死問題や労働法をないがしろにするいわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」の問題等に適切に対処するために、労働相談の支援や労働講座の開催を行うなど、労働行政の充実・強化（特に「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策）をはかられたい。	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）の労働雇用相談員が県内の高校等を対象に実施している「出前セミナー」において、働くときの基本ルールやトラブルの対処法などについて説明を行い、労働教育を推進している。 ○H28 年度 出前セミナー実績：9 件、参加者 324 名 鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）では、労働条件に関する問題など労働者からの各種相談に応じているほか、職場のコミュニケーション等をテーマにした「労働セミナー」を開催した。 ○H28 年度 労働相談件数：2,825 件 労働セミナー：18 回開催、参加者 542 名 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き労働教育を推進するとともに、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）が実施する若年者を対象にした「出前セミナー」や「労働セミナー」を広く周知するため、経済団体等にも広報していただくよう協力依頼をする。 	商工労働部 （労働政策 課）

	<p>また、職場生活を通じた自己実現をはかる観点から、雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」である。非正規労働者の処遇改善や労働環境の整備に加え、非正規雇用から正規雇用への転換策を促進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 2 月に「鳥取県正規雇用 1 万人チャレンジ計画（H27～30 年度の 4 年間）」を策定し、「魅力的な雇用の場の創出」「県内外からの人材確保・育成」「雇用の質の向上・正規雇用への転換」を 3 つの柱に商工、福祉、教育など各分野で数値目標を設定して取組を進めている。 ＜平成 27～28 年度正規雇用創出実績＞ 5,874 人（進捗率 58%） 平成 27 年度から正規雇用転換促進助成金制度を創設し、県内の非正規雇用者の正規雇用転換を促進している。申請件数も急増し、平成 28 年度は 188 名を支援し、平成 29 年度は既に（9 月末現在）155 名分の申請があった。制度を利用した事業所から従業員の定着や給与等の処遇改善によって従業員のモチベーションが向上した等の意見をいただいている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 9 月の鳥取県内の有効求人倍率は、1.68 倍、正規雇用の有効求人倍率も 1.06 倍へ上昇（統計開始の平成 16 年 11 月以降、過去最高を記録）し、雇用情勢は改善を続けている。平成 29 年 4 月に策定した「鳥取県正規雇用 1 万人チャレンジアクションプラン」を元に各分野の具体的な施策を推進していく。 若者や女性の正規雇用対策として実施している正規雇用転換促進助成金制度（平成 28 年度）では、40 歳以下の若者の正規雇用転換の申請は 61%を占め、女性の申請も 70%を占めている。今後も促進助成金制度を広く周知し、若者や女性の処遇改善・安定雇用を促進していく。 	<p>（就業支援課）</p>
	<p>（3）県が誘致した企業や助成金を交付した企業、およびハローワークが紹介した企業が労働法違反した場合の対応策の強化をはかられたい。悪質な企業には県独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳正な対策を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地事業補助金を交付した企業が法令違反を行った場合については、当該企業に対する事実確認・調査を行った上で、事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められた場合、事業完了からの経過期間、違反の悪質性や是正状況・再発防止策等を総合的に判断し、慎重に補助金返還の可否を判断する。 現在補助金を交付している事業所の違反等はないが、労働関係法令違反があった事業所の公表情報については、関係課、県立ハローワークへ周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行規定において、補助金返還規定を設けているため、個々の事案の事実確認等しながら、適切かつ厳正に対応する。 違反が判明した場合は、条例や補助金要綱に照らして対応する。 	<p>商工労働部 （立地戦略課）</p> <p>（労働政策課）</p>
<p>3</p>	<p>【新規】働き方改革の推進について</p> <p>「働き方改革」の取組について、雇用形態間における均等待遇原則の法制化や長時間労働の是正に向けた時間外労働の法制化が検討されている。痛まし過労死を防ぎ、誰もが希望を持って、仕事と生活を両立できる社会に向け、あるべき働き方を追求し、社会全体で労働時間を最適化していく取組である。「働くこと」に関する政策は、労使が現場実態を踏まえた議論を尽くし、立案・決定・実行される政策決定プロセスが極めて重要である。県においても、気運の醸成をはかるとともに個別具体的な制度設計の策定に取り組まれたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革については、国の「働き方改革実現会議」で議論され、H29.3.28 に国の「働き方改革実行計画」が決定された。今後は、関係労働法制の改正が進められるところ。 県では、一万人の正規雇用創出を目指す「正規雇用 1 万人チャレンジ」や、テレワークが試行できる「託児付サテライトオフィスの設置」、働き方改革を支援する「働き方改革支援相談窓口」を開設するなどし、県内中小企業の働き方改革を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の働き方改革が進むよう、セミナーや、生産性向上・働きがい向上につながる取組を検討していきたい。 	<p>商工労働部 （労働政策課）</p>
<p>4</p>	<p>若者の就労支援について</p> <p>適切に就職情報を提供できる仕組みの構築やキャリア教育の推進、ワークルールの遵守などを通じて、すべての若年者に良質な雇用機会を提供し、きめ細かな就労支援を強化されたい。</p> <p>また、国、学校、労使団体等と連携し、U I J ターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、若者が活躍できる場の確保に向けた取組を進められたい。</p> <p>加えて、行政や経営者団体、連合とも連携しつつ、地域の労働組合のない企業で働く若者に対する相談窓口や、労働法教育の機会、早期離職防止に向けた若者の交流機会の確保に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 若年者の就労支援や I J U ターン就職を促進するため、7 月に県立ハローワークを開設し、その中に若者・学生カフェ、I J U サポートセンターを設けて、正社員を目指す若者の就職活動応援や就職情報の提供を行っている。併せて、県立東京・関西ハローワーク、ふるさと鳥取県定住機構と連携し、鳥取県で働きたい、鳥取県で暮らしたい方をトータルサポートし、若者が地元で活躍できる支援を強化した。 また、県内 2 か所に設置している「若者仕事ぶらざ」で、若年者就業支援員による個別相談や職場体験実習等の取組を通じて、職業意識の形成や職業人としての基礎的能力の習得を図るなど、就職を希望する方が全員就職できるよう全面的に支援を行っている。 若者サポートステーションでは、ニートや引きこもりの若者に対する社会参加や就労のための自立支援を行っている。 平成 29 年度から新たに鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会を立ち上げ、地域活性化につながる「観光」「食」「健康」をテーマにしたサービスイノベーションにより、優秀な人材の確保と生産性向上に取り組んでおり、若年就職・定着支援セミナーや職場体験講習等も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 県と鳥取労働局は、平成 29 年 6 月に新たに鳥取県雇用対策協定を締結し、県立ハローワークの開設及び運営の支援、若者・学生の県内就職、女性の活躍、I J U ターン等の支援を連携して推進していくこととしており、引き続き鳥取労働局等の関係機関と連携しながら現状の取組をより強化して、若年者の就労支援に取り組んでいく。 	<p>商工労働部 （就業支援課）</p> <p>（労働政策課）</p>

		労働セミナー：18回開催、参加者 542名		
5	<p>女性活躍施策の推進について</p> <p>女性活躍施策の推進にあたっては、非正規労働で働く女性の総合的な労働条件改善の取組を進めていくことが不可欠である。すべての働く女性が、労働の尊厳が守られ、働きがいを持てる社会をめざして、「底上げ・底支え」「格差是正」を前面に掲げた施策（均等待遇の実現）にも取り組まれない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県では平成28年2月に「鳥取県正規雇用1万人チャレンジ計画（平成27～30年度）」を策定し、「魅力的な雇用の場の創出」「県内外からの人材確保育成」「雇用の質の向上」を3つの柱に、輝く女性が活躍する元気な鳥取県を目指し、非正規から正規への転換支援、多様な働き方・活躍が可能な就業環境整備支援などに取り組んでいるところ。平成28年3月に策定した女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画においても「非正規から正規雇用への転換・非正規の処遇改善」を掲げ、非正規社員の正社員への転換促進、正規雇用の拡大促進や企業の処遇改善等雇用の質の向上に取り組んでいる。 <平成27～28年度正規雇用創出実績> 5,874人（進捗率 58%） また、7月に県立ハローワークを開設し、その中に女性活躍サポートセンターを設けて、女性が働きやすい企業の紹介、独自求人への開拓、求人条件の調整などにより女性の活躍の場を拡大するとともに、家庭と両立しながら能力を發揮したい女性の就職を支援している。県内2か所に設置している「ミドル・シニア・レディーズ仕事ぶらざ」では、就業支援員が個別の相談にマンツーマン体制できめ細かく対応し、職業訓練のあっせんや職業紹介などにより早期就職に向けた支援を行っている。 女性の職場環境改善のため、労務管理アドバイザーがマタハラ・セクハラ等の防止の啓発や、女性の労働条件改善の取組について助言を行っている。 <p>○H28年度面談企業数：427社 マタハラに関する指導：297社</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き非正規からの正規雇用への転換や女性の就労支援、雇用の質の向上に取り組み、県内女性が働きやすく活躍できる環境を整える。 	<p>商工労働部 （就業支援課、労働政策課） 元気づくり 総本部 （女性活躍推進課）</p>
6	<p>男女とも安心して働ける環境整備について</p> <p>市町村と連携し、年間を通して待機児童ゼロ政策の推進をはかられたい。</p> <p>(1) 女性の職場復帰のため生後1年未満の子供を受け入れる保育園と保育従事者の確保を要望する。また、保護者のニーズを反映した複数年の育児休業取得が可能となるよう、企業等の雇用環境整備の支援をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年度中途の待機児童数（10月1日時点） H27：56人 H28：82人 0歳児の保育所等入所児童数（入所率） [H22]1,194人（25.9%）⇒ [H28]1,428人（31.2%） 県内保育所等における勤続年数（H27年度） 職員1人あたりの平均勤続年数：11.4年 職員の平均勤続年数12年以上の施設：48.3% 保育士と他職種との年間給与額の比較 全業種平均：3,850千円 保育士：2,994千円 <p>《育児休業》 子どもが満1歳になるまでは、母親、父親のどちらでも希望する期間を休業でき、次のとおり期間の延長も可能である（育児・介護休業法）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所に入れない等の理由がある場合は1歳6ヶ月まで延長 ※平成29年10月から最長2歳まで延長 父母とも休業すれば1歳2ヶ月まで延長 <p>また、県では、男性従業員の育児休業取得率が2.7%と女性従業員の育児休業取得率（90.2%）に比べ大幅に低いこと等の状況を踏まえ、男性従業員に育児休業（5日以上）取得させた事業主に対し奨励金を交付することにより、育児休業の取得を促進する企業の取組を支援している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年度中途の待機児童ゼロを目指し、保育所、認定こども園、3歳未満児を対象とした小規模保育事業所等の施設整備について、3年間（H27～29）で1千人超の受け皿整備を予定している。引き続き必要な保育の受け皿拡大を進めていく。 保育士の新たな処遇改善として、今年度より技能・経験に応じた加算制度が国において新設された。県・市町村による加配等の実施と併せて、確実な処遇改善に繋がるよう取り組むとともに、昨年4月に開所した鳥取県保育士・保育所支援センターによる有資格者と施設とのマッチング、未来人材育成奨学金支援制度の対象職種に保育士・幼稚園教諭の追加などの取組を組み合わせることで、市町村・事業所による保育士確保を支援していく。 <p>《育児休業》 親の介護を必要とする世代である上司や先輩従業員が介護等で休暇等を取れる環境ができれば、若手従業員が育児休業を取得しやすい職場づくりが進むことも期待でき、さらには、近年の晩産化の進行に伴い、ダブルケア（子育てと親等の介護を同時に行う状況）の問題も生じつつある女性の負担の軽減を図るため、平成29年6月補正予算により、これまでの育児休業の取得促進に加え、介護休業の取得を促進する企業の取組に対し、奨励金を交付することにより支援している。</p>	<p>福祉保健部 （子育て応援課）</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月1日から、改正育児・介護休業法が施行となり、最長2歳まで育児休業の再延長が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の動向を見守るとともに、国の制度の周知をはかる。 	<p>商工労働部 （労働政策課）</p>
	<p>(2) 学童保育は、地区の保護者が主体となって運営していることから設置されていない地区もある。さらなる受け入れ態勢支援の充実を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブについては、共働き家庭の増加をはじめとした利用ニーズの高まりにより、利用児童数、クラブ数ともに年々増加している。 クラブの施設整備については、国の補助制度を活用しながら、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて進めているところ。 <p>(県内のクラブの新設状況) ○27・28年度：13クラブ（17支援単位） ○29年度（予定）：7クラブ（7支援単位）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備については、国制度（負担割合（原則）：国1/3、県1/3、市町村1/3）の活用により、市町村の取組を支援し、受入充実を図っているところであり、引き続き市町村と連携し、仕事と子育ての両立ができる環境整備を図っていく。 	<p>福祉保健部 （子育て応援課）</p>
	<p>(3) 加えて、保護者の要求のみに目を向けるのではなく、子どもの立場に立った保育の質の向上策にも取り組まれない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な保育士不足を背景に、国の省令改正により保育所等における保育士等の配置基準の弾力化が可能となった。これに伴い、本県においても平成28年6月に条例を改正し、保育士の労働条件の緩和と年度中途の待機児童の解消を図っている。 <p>(県内における弾力化の実施状況[H29.3]) ○実施施設数 19施設 ○実施施設における保育士以外の配置人数 30人</p> <ul style="list-style-type: none"> 県独自に従来から取り組んでいる加配により、保育の質の向上と併せて処遇改善を行っている。 <p>○1歳児加配：国基準（6:1）を上回って保育士等を配置（4.5:1）する施設に対して助成 ○障がい児加配：市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対し、保育士等を配置する施設に対して助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 弾力化により配置される者に研修の受講を義務付けするとともに、弾力化の適用期限を平成31年度末とするなど、保育の質の低下につながらぬよう条例で本県独自に規定し取り組んでいる。今後、効果、課題等を含めて実施状況を定期的に調査し、条例適用期限延長の可否等を検討する。 県独自の加配実施を継続するとともに、国においてさらなる財源を確保し、保育の質の向上が着実に図られるよう国に対して要望していく。 	

	(4) 更なる保育料の低減策を実施されたい。	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年より、保育所等における第3子以降の保育料軽減について、年齢制限の撤廃など適宜内容を拡充しながら実施しており、平成26年度からは、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施し、人口減少の著しい中山間地域の定住促進を支援している。 さらに、平成27年9月からは、第3子以降の保育料無償化、平成28年度からは無償化の対象を第2子の一部まで拡充したところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 国では、幼児教育の無償化について、財源を確保しながら段階的に推進する方針を示しており、国に対してその着実な実施を引き続き強く要望していくとともに、必要に応じて、国制度の拡充に対応した県制度の見直しを検討していく。 	
7	<p>地域別最低賃金(2016年度改定額=715円/時給)について</p> <p>すべての労働者が生活できる賃金水準を確保するため、地域別最低賃金の水準改善は非常に重要である。</p> <p>連合リビングウェイジ(単身者の最低生計費をクリアする賃金水準)では鳥取県時給換算額は880円である。加えて一般労働者の賃金水準を十分考慮し、「できる限り早期に800円を実現し、景気状況に配慮しつつ1,000円を達成する。(2010年6月に雇用戦略対話)」ことが政労使で確認されている。</p> <p>鳥取県は、人口・労働力の他県への流出、産業構造の問題、教育機関が少ない等の要因がある中で、労働者、特に若者にとって希望の持てる賃金とする必要がある。</p> <p>鳥取県経済の好循環を生み出すためにも、生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業所に対する実効性ある支援策、事業者間取引条件の改善、県施策の利活用の促進などをはかられたい。</p> <p>加えて、10月発効以降、県発注の公契約で、最低賃金改定による影響が発生する場合は、速やかに是正されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金については、中央最低賃金審議会において、全国平均で2年連続3%以上の25円を上げ幅の目安とすることが決まり、鳥取県を含むDランクの最低賃金の上げ目安額は22円(上げ後737円)と答申された。 8月10日に、現在の715円から国の示した目安額の22円に1円上乗せして23円増額し738円で答申。異議申立期間を経て10月6日から適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する「地方最低賃金審議会」において慎重に議論されていると認識している。 最低賃金の引上げに向けた企業の取組を支援するため、国においては中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)制度があり、県においても、鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)が実施している中小企業への社会保険労務士派遣事業において、パンフレットの配布等制度の周知や、賃金引上げに関する相談対応にも力をいれていきたい。 最低賃金が改定される際には、改正額及び発効期日の周知に合わせて、業務委託等を行う場合には留意するよう庁内各課に通知している。 	<p>商工労働部 (労働政策課)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から県版経営革新計画の支援制度を実施し、県内の経営革新に取り組む事業者の増加や県内産業の高付加価値化に寄与しているところ。平成28年度補正により、新たに「生産性向上型」を新設。県内企業の実績向上に資する取組についても積極的に支援しているところ。 ⇒支援実績 1,578件(H24~H29.9末。旧制度含む) また、中小企業庁、中国経済産業局及び県で県内中小企業等の振興を図るために講じる施策を、相互に連携し、総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的とする協定を締結(H28.9.5)。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営革新や生産性向上による中小企業・小規模事業者の経営力強化は、雇用環境の改善等にもつながる重要課題であることから、引き続き県版経営革新事業、制度融資などによる支援を継続し、さらにこれら県施策を有効に活用いただくために、制度の周知とともに、利活用に向けたサポートにも努めていきたい。 	(企業支援課)
行財政政策				
8	<p>公正労働基準の確保について</p> <p>(1) 公契約条例の制定は、公共性の高い事業から劣悪な労働環境を生み出すような事態を避けるとともにブラック企業を防止する効果が極めて高いことに加え、適正な資材や賃金の支払いを通じて手抜き工事を防ぐことが、結果として公共サービスの質の向上につながりサービスを受ける県民にとっても大きな意味を持つと考える。</p> <p>については、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定に向け前進ある取組をはかられたい。</p>	<p>【他県の状況】</p> <p>○公契約の基本理念を定めた条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「長野県の契約に関する条例」(H26.3.20公布) 「岐阜県公契約条例」(H27.3.24公布) 「愛知県公契約条例」(H28.3.29日公布) <p>○公契約の相手方に最低賃金額以上の支払を求めた条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「奈良県公契約条例」(H26.7.10公布) 「県が締結する契約に関する条例」(岩手県)(27.3.27公布) <p>○いずれの県も、「野田市公契約条例」(H21.9.30公布)のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものではない。</p> <p>【県議会での対応】</p> <p>○平成21年に本県議会でも公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が採択された。(平成21年3月25日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金は最低賃金法の枠組の中で規定されているものであり、公契約においても、国で制度設計をきちんとしていただくことが適当と考える。 また、平成21年には、県議会でも公契約に関する基本法の制定を国に求めて意見書を採択されたところ。 このような状況を踏まえ、これまでも国の動向を注視するとともに、他県の内容を調査・研究してきたところであり、現場の声なども聞きながら引き続き検討してまいりたい。 	<p>会計管理者</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 建設業においては、県発注工事について、適正な価格での下請契約締結、適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底といった就労環境改善に向けた取組が一層促進され、担い手の確保・育成が図られるよう、県として平成27年3月19日に「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」を策定し、その遵守を県工事の契約条件にしている。また、高校生のインターンシップ、若年層による建設関係国家資格取得、既卒者・離職者・転職者を対象にした就職マッチング、施工現場の就労環境整備に対する経費支援などの補助事業も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業においては、施工体制調査、下請取引等点検調査及び技能労働者の賃金水準等詳細調査などの実施により「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」の的確な運用に努め、建設工事の生産性の向上と元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図っていきたい。 	<p>県土整備部 (県土総務課)</p>
	<p>(2) 公務職場で働く、臨時職員、非常勤職員に対する労働契約法、パート労働法の趣旨を適用した制度改革や運用改善をはかられたい。また、県発注業務において、そこで働く全ての労働者の賃金および労働条件の実態把握に努めるなど、適正な労働条件を確保されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本県は、国に先駆けて、一般職の非常勤職員の職務内容等を整理・運用してきているところ。 H21 国は地方公共団体の非常勤任用の適正化を助言 H26 国は21年度通知内容を地方公共団体に再周知 ⇒H19-20年度に既に対応済 未だ地方自治体によっては制度の趣旨に沿わない運用が見られるとして、地方公務員法・地方自治法を改正し、制度の厳格化と任用及び給付の在り方を見直し ⇒H29.5.17公布。H32.4.1施行 	<ul style="list-style-type: none"> 本県では、国や他県に先駆けて非常勤職員等の勤務条件、処遇改善等の見直しを実施してきたところであるが、国において制度の見直しを進めているところであり、その動向を注視しながら、必要な対応を行う なお、地方公務員には労働契約法の適用がなく、現に任用されている臨時・非常勤職員等の正職員への転換や、受験者を臨時・非常勤職員に絞ることで優先権を与えるような採用試験の実施は、地方公務員法の平等取扱いの原則に抵触することとなる。 	<p>総務部 (人事企画課)</p>
	(1) に同じ		(1) に同じ	<p>県土整備部 (県土総務課)</p>

9	<p>各種選挙における投票率向上に向けた取組について</p> <p>平成 28(2016)年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向けた取組を強化されたい。</p> <p>(1) 県選挙管理委員会は、市町村と連携し投票者の利便性を高めることも含め、頻繁に人の往来がある施設(百貨店・スーパーや乗降の多い駅等)に投票所(期日前投票含む)を設置し、投票しやすい環境を拡充されたい。</p>	<p>頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市・倉吉市が取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市 イオンモール鳥取北店 倉吉市 パープルタウン <p>また、鳥取市では、昨年の参議院選挙で鳥取大学、公立鳥取環境大学の構内に初めて期日前投票所を設置し今年 10 月執行の衆議院選挙においても設置した。</p> <p>平成 28 年 4 月に公職選挙法が改正され、選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる「共通投票所」を設置することが可能となった。(平成 28 年 6 月 19 日施行) 共通投票所の設置には二重投票防止のための通信環境を整備することが必要なため、導入する自治体は全国的にも少ない状況である。(昨年参議院選挙では全国で 4 団体が設置) 県内でも導入を予定している市町村はない状況である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 期日前投票所や共通投票所の設置は、投票環境の向上につながる取組みであり、研修会等を通じて、市町村選挙管理委員会に対して引き続き情報提供を行い、積極的に取り組んでいただくよう働きかけていく。 	地域振興部 (地域振興課)
	<p>(2) 引き続き、民主的社会の形成者を育てていくために、学校における主権者教育を推進され、社会の一員として自立し、権利を行使することにより社会に積極的に関わろうとする主権者の育成をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校における主権者教育は、教育機関と連携して取り組んでおり、選挙に関する知識や投票の意義等について選挙管理委員会事務局職員が学校に出向き授業(選挙出前講座)を行っている。 <p><選挙出前講座の実施状況(H29 年度)></p> <p>10 月 31 日時点 実施済: 12 回(高校: 9、高専: 1、大学: 2) 実施予定: 20 回(高校: 15 特別支援: 5)</p> <p>【H28 年度】 31 回実施 (小学校: 1、高校: 20、大学: 4、特別支援: 6)</p> <p><啓発冊子「政治と選挙」の作成></p> <p>選挙啓発冊子「政治と選挙」を作成(10,000 部)し、県内全高校(公立・私立)3 年生全員に配付(7 月)するとともに、選挙出前講座等で活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主権者教育の推進については、教育機関と連携して選挙出前授業に引き続き取り組んでいく。 	地域振興部 (地域振興課)
	<p>参議院選挙における合区解消に向けて</p> <p>次期以降の参議院選挙について、合区解消に向け参議院の定数のあり方から根本的に見直し、各都道府県から最低 1 人は選出できるよう、関係する法律や選挙制度を抜本的に見直すよう、国に働きかけられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県を単位とする枠組みは政治的、経済的、社会的に大きな役割を果たしてきており、都道府県を構成する住民意思を国の意思決定に集約的に反映させる従来の参議院の選挙制度は合理性を有している。 <p>地方 6 団体の全団体において合区解消の決議が行われており、先日開催された全国知事会議(7 月 28 日)においても「合区問題」の抜本的解決策の結論を得て、早急に示すとともに、国民に十分な周知を図ることを求める決議を採択した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合区は緊急避難措置として行われたもので、公職選挙法の附則において抜本的な見直しについて規定されていることもあり、早急に解消されるように、知事会をはじめ、あらゆる機会を通じて国に働きかけていく。 	地域振興部 (地域振興課)
教育政策				
11	<p>教育現場における労働安全衛生体制の確立について</p> <p>教職員の長時間労働の実態が社会問題化される中、市町村立学校における時間外勤務の実態把握を要求してきた結果、昨年度ようやく小中学校の教職員の時間外勤務実態調査(2016 年 9 月分)が実施された。その結果によると、1 ヶ月の平均時間外業務は小学校で約 50 時間、中学校で約 60 時間となり、中学校においては 100 時間を超える割合が約 1 割などとなっている。</p> <p>そこで、業務の削減にかかる具体的方針や時間外勤務縮減目標を明確にするなどして、教職員が超過勤務等の過重労働から解放され、心身にゆとりを持って教育にあたることのできる実効ある労働安全衛生体制の確立と教職員定数増を中心とした教育環境整備に取り組まれ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度外部指導者派遣数 ○スポーツ課派遣 高等学校(県立・私立含む)強化指定部 31 名 <p>(教職員の多忙解消等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生体制のさらなる充実を図るため、平成 25 年度から教職員の多忙解消と負担感軽減を目指して「教職員いきいき! プロジェクトチーム」を立ち上げ、取組を推進してきた。 平成 28 年度末には、取組をより一層推進していくために、当該プロジェクトチームを発展的に解消し、新たに「学校業務カイゼン活動推進検討会」を設置した。 <p>(部活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度外部指導者派遣数 ○県教育委員会派遣 県立学校 94 名 ○スポーツ課派遣 高等学校(県立・私立)強化指定部 33 名 ○県教育委員会支援(補助率 1/2) 中学校 62 名 ・県立高等学校では、すべての学校で複数顧問配置が行われている。 <p>(土曜授業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校 75 校、中学校 32 校、高等学校 1 校 <p>※土曜授業は、教職員の勤務を振り替えて別途週休日としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校の土曜授業は、子どもたちの心身の負担がないよう考慮した上で、市町村教育委員会が実施時期、内容、回数等を設定している。また、 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度は、競技力向上対策事業費(スポーツ課)の中で強化指定高校運動部への外部指導者派遣を行っており、今後も引き続き取り組んでいく。 	地域振興部 (教育・学術振興課)
			<ul style="list-style-type: none"> 学校カイゼン活動の一層の推進を図るために、市町村教育委員会、学校関係者及び県教育委員会が一体となり、教職員の多忙解消と負担軽減に向けて、「学校業務カイゼン活動推進検討会」を設置し、県立学校部会、市町村立学校部会及び部活動部会の構成により、具体的な取組の検討・実施を行っている。 さらに学校業務の効率化の推進を図るため、県と市町村で「学校業務支援システム」を共同調達し、平成 30 年度導入、本格運用に向けて準備中である。 ・教職員定数については、小中学校においては、少人数教育による取組もあり、大幅な教職員増を行っている。特別支援学校においては、国の学級編制基準に準じた教員定数配置をしており、チームティーチングにより複数の教員で指導・支援を行うなどの工夫もしながら、必要な教職員定数を確保していきたい。高等 	教育委員会 (教育人材開発課、体育保健課)

	<p>たい。</p> <p>また、部活動については、外部指導者の活用拡大や顧問複数配置の促進等により、教職員の負担軽減に取り組まれない。私立学校においても、運動部の学校外指導員に対する予算措置をはかられない。</p> <p>加えて、土曜授業等の実施により、子どもたちの心身に負担がかからないようにするとともに、労働安全衛生の観点から教職員に適切な労働環境を保障されたい。これらについては市町村教育委員会と協力して取り組まれない。とりわけ、土曜授業にかかる教職員の勤務の振替について、適切に対応するよう地教委を指導されたい。</p>	<p>土曜授業にかかる教職員の勤務の振替については、市町村教育委員会を中心に休業日を取得できる体制づくりが推進されている。</p>	<p>学校においては、今後、教職員定数は減少する見込みであり、厳しい財政状況から法外定数の確保は難しい状況ではあるものの、多様化、深化する教育課題に対応するための教職員定数の確保に向けて努力したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動については、希望するすべての学校・運動部に外部指導者を派遣し、教員の負担軽減及び生徒の競技力の向上等に取り組んでいる。 平成 29 年度 5 月から、教員の部活動による負担の軽減を図るため、検証モデルとして県立高校 3 校に単独での指導が可能な部活動指導員（非常勤職員）を 3 名配置している。 土曜授業については、学校、児童生徒の実情等を踏まえるとともに、教職員の負担にも配慮しつつ、適切に実施していきたい。 なお、市町村立学校については、適切な勤務日の振替を引き続き指導していきたい。 	
12	<p>教育における格差是正と機会均等の実現、教育環境施策の拡充について</p> <p>憲法、「子どもの権利条約」の理念に基づき、教育の機会均等を保障する施策を実現するために、教育予算を増額し、以下の点について更なる充実・改善をはかられない。</p> <p>(1) 経済状況が厳しい家庭が多く出現している中、教育費の公的負担を大幅に増額し家計負担の軽減をはかられない。特に、低所得者層への就学支援や給付型奨学金を含む公的奨学金制度のさらなる充実をはかられない。更に、高等学校授業料の無償化を復活させるよう国に要望されたい。</p> <p>また、私立学校についても、学費負担の軽減、授業料減免措置について拡充を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 私立高等学校就学支援金は、平成 26 年度の国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減された。 また、平成 22 年度より本県独自の私立中学校就学支援金制度を実施しており、平成 29 年度には私立高等学校と同額の支援となるよう制度を拡充。 加えて、私立中学校への生徒授業料減免補助金においても、平成 29 年度より私立高等学校と同様に施設設備費も助成の対象に加えた。 	<p>[学費負担の軽減]</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでと同様に保護者の負担の軽減に取り組んでいく。 また、平成 29 年度から国による私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業が開始されたが、支給対象となる所得区分や支給額が就学支援金より低い。 私立中学校に対しても就学支援金の支給制度を創設し、中高の間の制度上の不均衡を解消するよう、国に要望したところ。 	<p>地域振興部 (教育・学術振興課)</p>
	<p>(2) 一人ひとりに行き届いた教育を保障するために、30 人以下学級をすべての学校・学年で実施されたい。その際、市町村負担を軽減されたい。</p> <p>また、国の責任として、早急に小学校から高校までの全ての学年で 30 人学級を実現するために標準法を改正するよう引き続き強く要請されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度から小中学校では、市町村の選択と協力に基づき、これまで少人数学級を実施していなかった学年も 35 人以下学級とし、少人数学級を拡充した。 また、それに伴い、これまで協力金の対象であった小学校 1・2 年、中学校 1 年の協力金を廃止し全額県負担としたことで、市町村の負担を増やすことなく実施している。 県立高等学校においては、学校により実情が異なることから、一律の少人数学級は検討していないが、専門高校等の 38 人学級を県単独で実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、経済的な理由により大学等への進学をあきらめることがないよう、教育の無償化に係る検討を進めるとともに、給付型奨学金や貸与型奨学金の制度の一層の充実を図るよう本年 7 月に国に要望した。 就学支援金制度については、今後も機会のある度に、現制度の拡充や手続の簡素化を国に求めていきたい。なお、授業料無償制の変更は、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）や家計急変への支援等、教育費の負担軽減施策と併せて行われたものであり、限られた財源の中で制度を維持するために必要なことと考えている。 	<p>教育委員会 (人権教育課、高等学校課)</p>
	<p>(3) 小・中・高等学校の統廃合については、保護者・地域・教職員の声を十分に聞き、子どもの学習権保障のため、基本的には地域の学校を大切にしよう、関係機関に働きかけを行われたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の統廃合については、学校の設置者である市町村が子どもたちの教育を支えるという観点で、従来から学校の適正規模や通学区域、住民の意見などを総合的に判断して決定している。 平成 27 年 1 月に文部科学省が「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、県教育委員会から各市町村（学校組合）教育委員会に対して通知した。 高等学校については、平成 28 年 3 月、平成 31 年度以降の本県高校教育の基本的な考え方や施策の方向性を示した「基本方針」を策定した。策定に当たっては、パブリックコメントを実施したほか、中山間地域等の学校が所在する地元自治体等への説明会を開催するなど、幅広く御意見をお伺いした。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の統廃合については、学校の設置者である市町村が学校の適正規模や通学区域、住民の意見などを総合的に判断して決定するものであるが、必要に応じて助言等を行っていく。 「基本方針」では、各高校の特色化・魅力化を進め、特色ある取組を推進する学校の存続に最大限努力する方針を明確にしている。現在は、各学校の活性化や目標を持った県外生徒の受入、生徒数減少への対応策等を検討しているところであり、県教育委員会と学校・地域が緊密な連携を図り、本県高校教育全体を俯瞰しながら、具体的な施策を推進していくこととしている。 	<p>教育委員会 (小中学校課・高等学校課)</p>
	<p>(4) 公立学校においては、校舎や体育館等の耐震化工</p>	<ul style="list-style-type: none"> 私立高校の平成 28 年度末耐震化率 71.7% 鳥取敬愛高校、鳥取城北高校については平成 28 年度に改築事業に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度当初予算において、私立高等学校等改築事業補助金に係る補助単 	<p>地域振興部 (教育・学</p>

<p>事はほぼ完了しているが、残された公立・私立学校園においても、耐震化率100%となるよう速やかに計画を実行されたい。また、すべての学校園が緊急時の避難場所として機能するよう、女性や障がい者など社会的弱者の立場に立った整備を充実されたい。</p>	<p>これにより平成30年度末には耐震化率が86.7%となる見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難場所として活用できるよう、トイレ等を含めてバリアフリー対応の改修を行ってきているところ。 耐震化等の学校施設整備について、予算額や補助単価等の点で国の支援が不十分であり、毎年度国に対して制度拡充の要望を行っている。 	<p>価の引き上げを行った。</p> <p>R造：178,200/㎡→220,000円/㎡ S造：160,900/㎡→200,000円/㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度当初予算において、引き続き鳥取敬愛高校、鳥取城北高校の改築事業に対する助成を行っている。 国に対しても、私立学校がすべての耐震化事業を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに補助率を引き上げ実情に沿った補助単価とするなど耐震化補助事業の充実・改善を図ることについて要望したところ。 	<p>術振興課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度私立幼稚園等の耐震化状況 35棟/43棟(耐震化率81.4%) 平成28年4月1日現在 ※私立幼保連携型認定こども園を含む 現在、避難所として指定されている私立幼稚園・認定こども園は3園。 	<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園の施設に対する耐震化の促進のため、耐震化に要する工事費等に対する補助を実施しているところであり、引き続き対応していきたい。 現在避難所として指定されている園以外でも、市町村から指定避難所の要請があれば、必要な改修等に活用できる助成制度を周知する。 	<p>福祉保健部 (子育て応援課)</p>
	<p>(県立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月1日現在の県立学校の耐震化率は、高等学校は99.5%(全国平均97.9%)であり、特別支援学校は100%(全国平均99.4%)である。 県立学校の体育館については、構造体の耐震改修に加えて、吊天井などの非構造部材への対策も、平成28年度までに全て完了している。また、建物が避難所に指定されている県立学校15校のうち12校の体育館には多目的トイレが既に整備されている。 <p>(公立小中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月1日現在の公立小中学校の耐震化率は、98.8%(全国平均98.8%)である。 <p>(鳥取市、湯梨浜町を除いて完了)</p>	<p>(県立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校施設における構造体の耐震改修の最後として、建設中の米子東の多目的ホールが平成29年中には完成予定であり、もって県立学校すべての耐震化率が100%となる。 避難所に指定されている体育館については、洋式トイレは整備されているが、多目的トイレが整備されていない3校(倉吉農業、倉吉総合産業、境)について、平成29年度に整備を行う。また、一部段差解消が不十分な学校4校(鳥取工業、鳥取湖陵、倉吉総合産業、鳥取聾)について平成29年度中にスロープ設置を行う。 <p>(公立小中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市、湯梨浜町は30年度に耐震化が完了するよう計画的に取り組まれている。 引き続き、国の補助金や起債を活用するなどして、非構造部材の耐震対策や避難所のトイレ整備(洋式化・多目的化)等に取り組まれるよう、市町村との協議会や研修会で要請している。 なお、平成29年度から、市町村が行う避難所公立学校体育館の避難者のためのトイレの洋式化又は多目的化整備等の整備に対して新たな県補助金を設け、市町村の取組を支援している。 今後も、機会あるごとに市町村に取組を働きかけていく。 	<p>教育委員会 (教育環境課)</p>
<p>13 【新規】採用前セミナーについて</p> <p>昨年(2016年)12月に実施された「採用前セミナー」については、希望制としながらも、一般的には民間企業では同様の研修が行われる場合は雇用関係が発生し、交通費、賃金等の支給義務が発生すること、大学生であれば学業に支障をきたすこと、民間企業において同様の研修を実施することを推奨し兼ねない等、さまざまな問題が生じるため、本年度以降実施しないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 採用内定者の不安感の解消や採用に係る手続き説明のため、採用内定者を集めた「採用予定者事前説明会」を開催してきた。(平成16年度より実施) 当該事前説明会は、採用の前提条件とするものではなく、内定者に対し、参加を義務づけるものではないため、参加者に対する交通費、賃金等の支給は行っていない。 (※厚労省の通達において参加を強制するものではない場合、研修会は労働時間では無いとの取扱いがある) <p>《参考：H28年度実施内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施日：H28.12.10 ○参加者：採用内定者106名 ○実施内容 <ul style="list-style-type: none"> 採用にあたっての心構えにかかる講話 採用諸手続きの説明 人事担当者面談 写真撮影 	<ul style="list-style-type: none"> 採用予定者事前説明会は、採用までの間の不安を解消するため、事前説明や公務員としての心構えなどを説明する機会として開催しているものであり、参加を強制しているものではない。 しかし、参加者の負担軽減を図る観点から、他自治体の状況なども確認し、そのあり方について改めて検討を行う。 H29年度については、採用内定者が一同に会する説明会は実施しないこととし、不安解消のための面談を採用内定者の希望に応じて、帰省時や職員の県外出張の機会をとらえて行うなどの工夫を行う。 	<p>総務部 (人事企画課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校教員採用候補者に係る採用前セミナーは、初めて教育現場で働く教員から不安の声等を踏まえ、採用直後の4月から始まる教職生活をより充実したものとするため、平成28年度から実施(開催日時)H28.12.17(土)午後(対象者)採用候補者名簿掲載者のうち希望する者(参加状況)136名 ※掲載者170名の80% 参加者の約95%は、満足したとの感想であった。 満足した及び概ね満足した 94.3%、 あまり満足できなかった 5.7% 	<ul style="list-style-type: none"> 採用候補者のみを対象として、平成28年度に実施した「採用前セミナー」については、あくまでも希望者を対象としたものであったが、誤解を生じかねないことから廃止する。一方、初めて学校現場で教員として勤務することに不安を抱いている方などへの対応については、そのような機会の場を紹介するなどの支援を別途検討する。 	<p>教育委員会 (教育人材開発課)</p>
<p>14 私立学校支援について</p> <p>私立学校について、学校経営の安定と教育環境の充実をはかるため、私学予算の維</p>	<ul style="list-style-type: none"> 私立中学校、高等学校への経常費補助に関しては、本県は生徒1人当たり単価で全国一の補助金額を助成している。 私立学校に対しては、私立学校による新たな学び推進事業により、アクティブラーニングを実践するために必要なICT機器備品の整備に対する 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、国の動向を注視しながら、公立学校に比べて私立学校がICTの活用において大きく立ち後れることのないよう、引き続き支援していく。 	<p>地域振興部 (教育・学術振興課)</p>

	持・拡充を継続していただくこと。また、現在教育現場での進展が図られているICT活用のための環境整備や、「スマートプラットフォーム推進事業」の一つとして統合型支援システムの導入などについて、私学が大きく立ち遅れることのないよう、段階的に必要な措置に対し、助成を検討していただくこと。	補助(補助率3/4)を行っている。 ・校務系システムについては、県立学校では導入済みで、市町村立学校について共同調達を進めているところ。しかし、国の「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」のような校務系と授業・学習系システムを統合したシステムは県内の公立学校では未導入。 ・県内の私立中学校、高等学校においても校務系システムや授業・学習系システムの導入が独自に進められてきているところ。		
15	給付型奨学金制度の拡充等について 貸与型奨学金制度から給付型奨学金制度に予算を傾斜的に配分し、給付型を増やすことも検討して頂きたい。合わせて、就学支援金制度にかかわる事務負担の軽減をはかられたい。	・大学生等については、国の給付型奨学金の給付が今年度から先行実施(約2,800人)されており、平成30年度からは約2万人に給付される見込み。 ・県では地元企業に就職した学生が借り入れた奨学金の返還を減免する制度「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けている。 ・高校生等については、授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」や授業料以外の費用に充てるための「高校生等奨学給付金」を給付している。 ・就学支援金制度の導入に伴い、所得の状況の確認等に係る事務負担軽減のため、教育委員会事務局担当課に非常勤職員1名を配置して、各県立高校からの申請手続や業務に係る相談に対応しており、県立高校には、認定等事務に係る派遣職員(委託)を各校1名配置している。 また、国において、マイナンバー導入に伴うシステム構築及び、県と学校の事務分担を含めた事務処理の方法が検討されているところである。	・子どもたちが、経済的な理由により大学等への進学をあきらめることがないよう、教育の無償化に係る検討を進めるとともに、給付型奨学金や貸与型奨学金の制度の一層の充実を図るよう本年7月に国に要望した。 ・大学生等に係る県の奨学金「鳥取県育英奨学資金」については、毎年人数枠を大きく上回る応募があるような状況であり、現時点では貸与枠を削減するようなことは考えていない。 ・政府は、人材投資に関する有識者会議において教育無償化についての検討を進め、年末までに基本方針を策定する予定としているため、教育費の負担軽減対策については、当面その検討結果や国の給付型奨学金制度の拡充等の動向を注視していく。 ・国の動向を踏まえ、今後も情報収集を行い、負担の少ない事務処理の方法及び事務の体制について検討していく。	教育委員会 (人権教育課、高等学校課)
公共交通・運輸政策				
16	【新規】自然災害時のライフラインの早期の復旧について 昨年10月の中部地震、今年1月と2月の大雪と鳥取県にも自然災害が多発している。地震に対するライフラインの復旧は早かったが、大雪による公共交通の復旧には東部地域では完全に復旧するのに1週間もの時間がかかった。寸断された地域も多く発生し、公共交通のつながりもなかった。今後も大規模な自然災害が発生する事も十分に考えられる中、被害状況の把握と早期の復旧対策を要望する。	①中部地震による道路交通規制と災害復旧状況 【10月21日地震発生後の被害状況の把握と規制状況】 ＜被害状況の把握＞ ・地震発生直後から、被害状況を把握するため全路線のパトロールを実施し、交通確保のため必要に応じた応急復旧工事を実施。 ＜規制状況＞ ・路面変状などにより国道313号外7区間で全面通行止めが発生したが、平成28年11月2日までに、応急復旧工事等により全区間の全面通行止めを解除。(2箇所片側交互通行を継続) 【道路災害復旧の状況】 ＜規制継続箇所の復旧工事状況＞12月末までに解除予定 ・県道三朝温泉木地山線(三朝町三朝) ・路面変状により片側交互通行 ・地震災害の復旧工事は11月末までに完了するが、融雪災害による工事が12月末までかかる見込み ・県道鳥取鹿野倉吉線(三朝町大瀬～倉吉市大原) ・災害防除(落石対策)工事中に地震による落石が発生 ・継続的に災害防除工事を実施し12月末までに規制解除の予定 ＜その他の道路災害復旧状況＞ ・49箇所の道路災害復旧工事を実施し、10月21日(地震発生から1年)までに46箇所が完成 ・12月末までに残る3箇所も完了の見込み。(国道313号は7/28に全線復旧工事が完了) ②1,2月豪雪による道路交通への影響と対応状況 【豪雪による交通等への影響】 ＜1月豪雪＞1/23～1/25 ・智頭町で観測史上最大の日降雪量70cm ・主要幹線道路における立ち往生車両の発生： 鳥取道自動車(最大滞留台数50台)、米子自動車道(60台前後)、国道53号(10台)、国道373号(204台) ＜2月豪雪＞2/9～2/12 ・鳥取市で観測史上5番目33年ぶりの日降雪量91cm ・主要幹線道路における立ち往生車両の発生： 山陰道(最大滞留台数約100台)、国道9号(約150台) ・生活道路への影響(県東部地域) 市内道路の渋滞発生 路線バスの運休 小中学校等の休校 【冬期交通確保に向けた対応状況】 ＜主要幹線道路の課題対応＞ ・国交省をはじめとする各関係機関が連携し「冬期交通確保対策会議」において、除雪体制、除雪方法、情報共有等について具体的な対応策についてとりまとめ10月16日開催の対策会議で公表。＜現有除雪能力を把握した除雪計画の見直し＞ ・除雪業者、市町村等の関係者の意見を聞きながら除雪計画の見直し、10月25日開催の「鳥取県除雪対策協議会」において、重点除雪区間の設定、除雪基準の見直し等を説明。 [6月補正による対応] ・国道373号立ち往生発生区間の融雪装置等の現道対策 ・雪みちなびライブカメラの増設(99台)(12月中に運用)	・自然災害発生時には、直ちに全線の道路パトロールを行い、被害状況を早急に把握し、早期の復旧と交通確保に向けて取り組んでいる。 ・豪雪対応については、国、市町村等の関係機関と連携しながら、この度の豪雪で明らかとなった立ち往生等の主要幹線道路の課題への対応、除雪能力を把握した除雪計画の見直しなど冬期の円滑な交通確保に向けて取り組みを進めており、冬期までに対応策に基づく雪害対応訓練、除雪運転技術講習会等を実施し降雪期に備える。	県土整備部 (道路企画課)

		<ul style="list-style-type: none"> GPS 除雪機械位置把握システムの全台整備(12 月中に運用) 除雪機械運転手育成支援事業 (7 月募集開始) 9 月末までに約 100 名の申請あり。 <p>[除雪運転技術講習会の実施状況・予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> 10/12: 日野地区除雪運転講習会 開催済み 10/31: 日本建設機械施工協会主催講習会開催 11/10: 中部地区開催予定 11/21: 米子地区開催予定 11 月中: 鳥取地区、八頭地区開催予定 (日程調整中) 		
17	<p>【新規】 高齢者の免許証返納について</p> <p>運転免許保有者の高齢に伴い、交通事故の当事者となる交通事故の割合が増加している中、免許返納へ踏み切れない方が大勢いる。また、2017 年 3 月の道路交通法改正で、高齢の運転免許所持者への講習が厳しくなり、免許を継続できない人も増えると思われる。</p> <p>鳥取県内事業者では、色々な助成制度が行われているが、鳥取県として移動手段の対策を講じられたい。</p>	<p>(1) 高齢者 (65 歳以上) の運転免許証返納者の数は、平成 28 年が 1,723 人で 5 年前の平成 23 年の 818 人と比較するとかなり増加し、高齢化社会の現状から考えるとこの傾向は続くと思われる。</p> <p>(2) 平成 29 年 3 月の免許更新に係る道路交通法の改正は、75 歳以上のドライバーは免許更新時に認知機能検査を受け、「認知症のおそれ」と判定された場合、これまでは更新後に一定の交通違反があった場合に医師の診断を義務づけていたが、新制度では認知機能検査で「認知症のおそれ」と判定されると直ちに医師の診断を受ける必要があり、高齢者の免許更新が厳しくなった。</p> <p>(3) 現在、運転免許証返納者に対する公共交通機関の支援制度は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 市 7 町において、バスの回数券又はタクシー利用券を交付。 タクシー・ハイヤー協会に加盟している事業者が、運賃 1 割引を実施。 鉄道会社において、若桜鉄道は若桜駅から郡家駅間の運賃 5 割引、智頭急行は智頭駅から上郡駅間の 5 割引回数乗車券の販売を実施。 バス事業者において、日ノ丸自動車が定期券購入時に 1 割引を実施。 	<p>現在、運転免許証の自主返納に対する公共交通機関の割引については、一部の鉄道、バス、タクシーにおいて実施されており、各市町村においてもバスやタクシーの利用者に対する独自の補助制度を構築されています。</p> <p>また、県では、運転免許証返納者に限らず移動手段を持たない人のために公共交通機関の存続・維持のため市町村を跨ぐ主要な広域路線については国と県により、その他の広域路線及び単独市町村内路線については県と市町村により運行赤字及び車両購入費に対する補助を実施しているところですが、交通事業者の割引は、自社負担が伴うことから割引の導入に向けては関係機関と意見交換してまいります。</p>	地域振興部 (交通政策課)
18	<p>【新規】 JR 伯備線の高速化事業について</p> <p>山陰における整備新幹線の整備・計画は構想に入っていない現状である。整備実現に向けた活動はあるが、実現性は未知数である。このままでは、高速鉄道がない山陰地区は観光・地域間交流の衰退及び過疎化の進行が危惧される。山陰・山陽を結ぶ JR 伯備線は、経済、文化・観光の交流、また、岡山駅は京阪神、四国、九州を結ぶ重要な結節点であり、山陰両県における非常に重要な線区である。</p> <p>現在の JR 伯備線は地形的条件から、高速化・時間短縮は厳しいが整備新幹線に代わる高速鉄道として、線形改良・基盤強化を含めた高速化への整備事業を国が中心となったプロジェクトとして行われるよう働きかけをされたい。</p>	<p>全国新幹線鉄道整備法が 1970 年に制定され、以来 47 年経過しているにもかかわらず、基本計画路線 19 路線のうち山陰新幹線・中国横断新幹線を含む 11 路線が調査・計画の目途もたっていない現状。</p> <p>近年、平成 28 年 5 月に石破議員を会長とする「山陰新幹線を実現する国会議員の会」が、平成 25 年 6 月に鳥取市長を会長とする「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」が設立され、山陰新幹線の整備に向け、機運醸成が図られているところ。</p> <p>また、本年 5 月から日本青年会議所中国地区協議会が山陰道・山陰新幹線早期実現に向けた 50 万人署名を実施中。</p> <p>中国横断新幹線 (伯備線新幹線) については、西部の経済界では、藤井京都大学教授を招き伯備新幹線にかかる講演を実施。また、鳥取・島根・岡山の県議会議員で構成する「JR 伯備線高速化・新幹線化促進三県議会議員協議会」では、JR 西日本・県選出国会議員との意見交換を行ったり、JR 西日本、国に対し要望を行っている。</p> <p>JR 伯備線は、新見から根雨間の線形が最も悪く、半径 400 メートル未満の急曲線区間が 68 カ所と多く存在。</p> <p>新幹線に代わる高速鉄道として FGT があるが、本年 7 月の国交省軌間可変技術評価委員会において、技術的な問題やコスト面から問題があるとし、九州新幹線長崎ルートへの 2022 年度の導入は困難であるとしており、JR 九州も FGT 整備を見送った。</p>	<p>県においては地域の振興を図っていくためにも鉄道の高速化・快適化を推進することが重要であることから、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線で止まっている山陰地方の新幹線について整備計画路線への格上げ、新幹線を国主体で整備すること及び並行在来線の経営分離方針の見直し並びに在来線の高速化に向けた国の助成制度の創設等について本年 7 月 20 日に国交省に対して要望しました。</p> <p>また、「JR 伯備線高速化・新幹線化促進三県議会議員協議会」においては、本年 7 月 31 日に次の事業計画を決定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① JR 伯備線の高速化・快適化の早期実現に向けた調査活動 ② 中国横断新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取り組み ③ 国土交通省、JR 西日本及び国会議員に対する要請活動 <p>なお、JR 西日本において「特急やくも」の車両更新に合わせて 34 年度までの新型車両の導入を検討しており、これにより伯備線の快適化が図られる予定です。</p>	地域振興部 (交通政策課)
19	<p>自然災害への対応を始めとした防災対策の強化について</p> <p>地震・集中豪雨など局地的な自然災害が近年多発している。昨今の激甚被災は、鉄道用地ではなく鉄道用地外からの土砂流入などによって起きている事例が散見される。そうした場合には、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業と合わせた包括的な対応を地方自治体が責任を持って対応されるよう要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の鉄道敷地内の対応は、鉄道事業者が行っている。 鉄道敷地外における対応については、基本的には、鉄道事業者と土地所有者との調整事項であるが、緊急的な対応が必要な場合、採択要件に合致すれば「災害関連緊急事業」等を活用し、流入土砂の発生源となった溪流等の早期保全の対応も可能である。 県の実施する災害発生前の土砂災害対策施設の整備については、限られた予算の中で、要配慮者利用施設、防災拠点や重要交通網などの重要な保全施設の保全を選択と集中により効率的に事業推進している。 これらの事業を進めるにあたっては、鉄道の保全も採択要件上の評価要素の一つであり、他の要素も含めて県全体で優先度評価を行い、事業を進めているところ。 なお、要望内容の「鉄道用地外の・・・復旧を事業者任せにすることなく・・・」については、本来、鉄道事業者と土地所有者との調整により対応いただくことであり、地方自治体が対応すべき内容を、「事業者任せ」にしているということはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道敷地内の対応は、鉄道事業者が行う。 鉄道敷地外への対応については、災害の程度や緊急度等を勘案し、鉄道事業者と連携しながら県の実施する「災害関連緊急事業等」により早期保全に努めている。 災害発生前の土砂災害対策施設の整備については、引き続き、重要な保全施設の保全を選択と集中により、効率的に事業を推進していく。 	県土整備部 (治山砂防課)
ハイタク関連				
20	<p>「自家用車ライドシェア」の合法化と「民泊」について</p> <p>「シェアリングエコノミー等の新たな市場の活性化」について検討され、2015 年 6 月 30 日には同項目を盛り込んだ「日本再興戦略」改訂 2015 と「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定された。</p> <p>具体的内容として検討されているのが、「自家用車ライドシェア」の合法化と「民</p>	<p>平成 28 年度国土交通白書において、「ライドシェア」については、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要である」と記載されている。</p> <p><参考>国土交通白書より</p> <p>「ライドシェア」とは、自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客とをスマートフォンのアプリ等で仲介するもの。</p>	<p>自家用車を活用する「ライドシェア」は、道路交通法では認められておらず、現在路線バスの例外として行われているものは、市町村営、NPO 等が運行主体となるも自家用有償旅客運送に限られている。</p> <p>自家用有償旅客運送制度については、バスやタクシー事業者によっては十分な輸送サービスの提供が困難な場合に、地域の住民の交通手段や移動制約者の輸送を確保する重要性に鑑み、公共の福祉を確保する観点から平成 18 年度に国への登録制度として創設されたもので</p>	地域振興部 (交通政策課)

	<p>泊」に対する旅館業法の適用除外である。自家用車ライドシェアの合法化とは白タク行為の合法化であり、運行管理及び整備管理など、利用者の安全を担保する措置の崩壊につながり、犯罪及び事故発生時の責任の所在についても大きな問題がある。</p> <p>地域公共交通における個別輸送機関であるタクシー産業に壊滅的な打撃を与えるのみならず、バス・鉄道などにも負の影響を及ぼすことは必至であることから反対の立場で対応されたい。</p>		<p>あり、この度のライドシェアの仕組みについては、当該輸送サービスが安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、今後、国において十分議論されるものと思うが、本県においてバス協会やハイヤータクシー協会など関係者に意見をお聞きするとともに、国の検討状況を注視したい。</p>	
	<p>また、「民泊」については6月9日に「民泊新法」が成立し、早ければ来年1月に施行となるが、既存旅館・ホテルへの影響、騒音・ゴミだし等の近隣トラブル、さらには、不法滞在など犯罪の温床になることが懸念されるなど、治安の観点からも問題があることから、実施の届出があった場合は安全性の担保を第一に対応されたい。</p>	<p>多様化する宿泊ニーズや逼迫する宿泊需要への対応、空き家の有効活用等を目的とした「住宅宿泊事業法」（通称「民泊新法」）が6月16日に公布され、施行期日は、一部を除き平成30年6月15日とされた。</p> <p>住宅宿泊事業法の概要は以下のとおりとなっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅宿泊事業を行おうとする者は、知事への届出（氏名、住所等）が必要であり、匿名性を排除。 2 家主居住型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置を義務付け、安全面、衛生面の確保、近隣トラブルの防止等について規定 3 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、2の措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け。 4 知事は、住宅宿泊事業者に係る監督（業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令、報告聴取、立入検査）を実施。※罰則あり 	<p>住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づく住宅宿泊事業については、宿泊者の衛生確保、宿泊者の安全の確保のための措置が省令で定められた。（平成29年10月27日）</p> <p>県では、本年9月に、旅館ホテル業、不動産業、民泊実施者等で構成する「鳥取県民泊活用検討会」を立ち上げており、今後、安全性の確保の仕方を含め、本県における民泊活用に向けた制度のあり方、施策等について審議を行い、年度内を目途に、県としての対応を整理することとしている。</p>	<p>生活環境部（くらしの安心推進課）</p>
21	<p>【新規】鳥取空港国際線ターミナルの利活用促進について</p> <p>同クラスの山形空港では、年間80便程度のチャーター便の実績があるが、鳥取空港についても、外国人観光客誘致をはじめ県の活性化につながるため、国際線ターミナルの利活用に取り組まされたい。</p>	<p>鳥取空港の国際チャーター便は、平成26年度5便、27年度4便、28年度4便（片道＝1便）が運航した。</p> <p>なお、平成27年3月に鳥取空港は「鳥取砂丘コナン空港」としてリニューアルオープンし、国内外の観光客の旅の目的地となっている。コナン装飾のある国際線ターミナル（国際会館）の来館者数は、装飾前の平成26年度の25,264人から、平成27年度は53,913人に倍増し、平成28年度は42,916人である。</p>	<p>外国人観光客誘致については、国際チャーター便の運航に向けて、海外の航空会社や旅行会社に対する働き掛けを引き続き実施するとともに、羽田空港からの乗継による誘客について、航空会社等と連携して取り組む。</p> <p>国際線ターミナルを含む鳥取空港の利活用については、「空の駅」化（ターミナルビルの一体化等）によって、さらに促進していく。</p>	<p>観光交流局（観光戦略課）</p>
<p>情報化社会政策</p>				
22	<p>ICTインフラの利活用拡充について</p> <p>ICTインフラは、重要な「ライフライン」かつ社会・経済を支える基盤であり、ICTを積極的に活用することにより「暮らしやすい社会」を実現することが必要である。</p> <p>(1) 昨年発生した「鳥取県中部地震」においては、各通信キャリアが迅速に対応したことにより避難場所を中心に設置された無料の「公衆無線LAN（Wi-Fi）」では、災害時の情報通信手段の確保として『人とつながる安心感の提供』等、避難されたみなさんを支えたものと認識する。</p> <p>したがって、災害時に必要な情報が迅速かつ確実・正確に収集・伝達・共有されるよう、ICTを活用したシステム等を整備促進するとともに、人的体制を含め充実・強化されたい。</p>	<p>(1) 災害対応には通信の確保が必須であり、特に大規模災害発生当初では通話よりメールやSNSなどインターネットによる通信がしやすいことから、鳥取県中部地震においても携帯キャリア等のWi-Fiスポットが無料で直ちにアクセスできる災害時統一SSID 00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）が開設されるとともに主な避難所には通信事業者がWi-Fiスポットを設置した。また中国総合通信局や携帯キャリア等から衛星通信電話や携帯のマルチ充電機の貸出しの申し出もあった。</p> <p>県では多様化、深刻化する危機管理、防災対策事案に対応するため危機対策・情報課内に災害情報センター（4人）の体制を設置。また、対応するシステムとして災害情報システムを平成26年4月から運用開始し、被害報告の収集、共有をインターネット上で一元化するとともに、インターネットの即時性を活かして県民向けにあんしんトリピーメールや県ホームページ、ツイッターやフェイスブックの一括配信やエリアメール、報道へのLアラート配信など複数の情報伝達ツールを駆使して迅速かつ確実な情報伝達に努めている。</p>	<p>本年1月の豪雪を契機に、ヤフーと災害協定を締結し、ヤフーの情報発信ツールでも県からの緊急情報を配信している。さらに8月には県が設置する河川のライブカメラの画像をYahoo!天気・災害の河川情報に提供したところ。</p> <p>今後も通信キャリアやインターネット関連サービス事業者とも連携して、ICTを活用した情報収集・伝達・共有に努めていく。</p>	<p>危機管理局（危機対策・情報課）</p>
	<p>(2) 将来にわたり安心して暮らすための基盤である「健康・医療」「環境・エネルギー」「教育」など、さまざまな分野において、県民・利用者の安心や個人情報の保護等を基本とし、積極的な利活用となるよう官民の連携による整備を進められたい。</p>	<p><ICT利活用に係る取組の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、県、市町村、大学等を光ファイバーで結んだ情報通信の基幹回線として鳥取情報ハイウェイを整備し、末端支線についても市町村や民間事業者で整備を進めている。また、県内の超高速ブロードバンドの世帯カバー率は99%以上となっているとともに、日野町の整備完了により、今年度中に100%となる見込みである。 ・県では、これらの情報通信基盤を利用して地域課題を解決するため、国の支援制度を活用するとともに、市町村と連携しながら民間企業のノウハウやサービスを活用し、各分野で県民サービス向上に資する情報システムの整備を行っている。 <p><行政機関における情報セキュリティの確保の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び県内全市町村におけるインターネットリスクに対する防御体制強化のため、県は自治体情報セキュリティクラウドを構築し、本年度より運 	<p>○ICTの利活用を更に促進するため、次のような取組を進めており、今後も個人情報情報の課題等を念頭にセキュリティ水準の向上を図りながら、県民が安全で暮らしやすい社会となるよう取り組んでいきたい。</p> <p>①医療分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護等の在宅医療の現場でも患者情報の入力・確認等を可能とする医療ネットワークの構築・整備や、医療機関間で電子カルテ等の連携を行う「おしどりネット」などについて参加機関の拡大を進めている。 	<p>総務部（情報政策課）</p>

		<p>用開始し、専門人材による高度なネットワーク監視、各種ログ分析、不正侵入検知及び不正侵入防止機能などによる多層防御体制を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町村は、庁内 LAN のネットワーク分離を行い、インターネット接続系、行政業務接続系 (LGWAN 接続系)、マイナンバー接続系の 3 つにネットワークを分離し、外部からの攻撃に対する抜本的な対策を行った。 	<p>②教育分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 智頭農林高校等のモデル校及び特別支援学校においてタブレット端末等を利用した授業や学習支援を行っている。 平成 27 年 3 月に策定した鳥取県 ICT 活用教育推進ビジョンを具現化するために、市町村・学校に基盤整備とその活用について提案している。 「鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会」において、教職員の多忙感解消に向け、県内の小中学校を対象とした学校業務支援システム導入を進めている。 クラウドを活用した学習環境のより有効な活用について実践研究も実施している。 <p>③環境分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気汚染物質の測定について、PM2.5 の項目を加えたデータ収集・公開システムを構築し、PM2.5 の注意喚起はトリピーメールも活用し県民に配信している。 <p>④防災分野</p> <ul style="list-style-type: none"> あんしんトリピーメール、ホームページ、とりったー (ツイッター)、フェイスブックを通じて、県民への情報発信を行っている。 	
	<p>(3) ICT を通じた多様な住民ニーズへ対応することにより、各自治体は利活用を促進し「公共サービスが誰でも・どこでも・いつでもワンストップで受けられる社会」の早期実現めざし、県の強力なリーダーシップの発揮による全国の先駆的な行政となるよう、県民サービスの向上に向け取り組まれない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県は、県内市町村と連携し、県民や事業者が時間や場所を問わずインターネットを通じて電子的に行政手続きが可能となる「とっとり電子申請サービス」を本年 4 月より運用開始した。 平成 25 年 1 月から公的施設の利用促進、利用者の利便性の向上、施設管理業務を効率化するため、県立施設 (文化 8 施設、体育 7 施設) や鳥取市の施設について ICT を活用した各施設共通の予約システムを導入している。 	<p>○引き続き、個人情報の課題等を念頭にセキュリティ水準の向上を図りながら、県民の利便性の向上等、県民サービスの向上に向け取り組みを進める。</p>	<p>総務部 (情報政策課)</p>
<p>福祉・医療政策</p>				
23	<p>中部地区の医療体制の充実・強化について</p> <p>県立厚生病院の医療体制の充実については、以前より鳥取大学との連携により体制整備が行われているが、中部圏域においては分娩ができる医療機関が 2 施設、小児科の入院施設が 1 施設等、脆弱な周産期医療の現状である。子どもを安心して産み育てられる医療体制の充実を図りたい。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産科・婦人科専門医数 全国 1 位 (厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査 2014) ○小児科専門医数 全国 1 位 (同上) 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、県中部においては、分娩を取り扱う医療機関は県立厚生病院と打吹公園クリニックのみであり、小児科の入院施設も県立厚生病院のみである。平成 24 年度には、中部総合事務所福祉保健局が事務局となり、医師会、看護協会、鳥大医学部、県立厚生病院等が集まって「中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討委員会」を 3 回開催し、中部地区の周産期医療の現状・課題を踏まえて対応策をとりまとめた。 <p>※要望内容の (参考) で使用されている「厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査」は、2 年に 1 回実施される調査であるため、2014 (H26) 分が最新の調査結果となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 24 年度の検討委員会での協議を踏まえ、次のとおり対応した。 ・打吹公園クリニックの助産師のオンコール手当 (待機のみで終わった場合に支払われる手当) への助成 ・鳥大病院から県立厚生病院への小児科医の派遣 ・鳥大医学部の産科・小児科への入局を促すための奨学金制度の変更等 ○また、厚生病院産科医の処遇改善のため、分娩手当の支給を平成 27 年度から始めている。 ○さらに、周産期医療情報ネットワークシステム (産科医療機関で患者情報を共有し、ハイリスク分娩患者を円滑に周産期母子医療センター等へ搬送することで産科医の負担軽減を図ることを目的としたシステム) を改修して、産科医療機関がより扱いやすいシステムとなるよう努めているとともに、県内の全ての産科医療機関が参加するよう説明会等を通じて働きかけている。 ○今後もこれらの対応を継続するとともに、鳥大医学部に中部地区の産科医への派遣を引き続きお願いする。また、地域医療介護総合確保基金等を活用して、産科医、小児科医の一層の処遇改善等を支援し、周産期医療体制の強化を図っていききたい。 ○また、平成 28 年度から「#8000」 (とっとり子ども救急ダイヤル) の運用時間帯を深夜・早朝にまで拡大し、小児科医の負担軽減を図っている。 ○引き続き中部地区における周産期医療の現状、問題点について分析することとし、平成 29 年度中に改定を行う鳥取県保健医療計画にも反映させ、必要な対応を行うこととする。 	<p>福祉保健部 (医療政策課)</p>
24	<p>介護職員の定着・離職防止について</p> <p>介護現場は慢性的な人手不足であり、それは介護職の定着率の低さによると指摘されています。また離職の理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員が定着しやすい職場づくりのため、職場環境改善研修等を実施している。 <p><県の職場環境改善・処遇改善に関する取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働環境を整え、従事者の定着しやすい職場づくり を推進する事業者を対象とした職場環境改善研修会の実施 ・介護職員が職場においてキャリアに応じた役割を認識し、働きやすい職場 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、介護人材の確保に向け、介護の仕事の認知度・イメージアップ、修学・就労の支援を図るとともに、関係機関と連携しながら、介護職員が定着しやすい職場づくりに関する施策を実施していきたい。 	<p>福祉保健部 (長寿社会課)</p>

	<p>由として、過重労働、低賃金という背景があると言われるなか、厚生労働省は2014年9月、介護人材に占める介護福祉士の割合を2025年までに5割引き上げる考えを「福祉人材確保対策検討会」で示しました。</p> <p>鳥取県においても、介護福祉士等、介護職員確保の具体策が喫緊の課題であり、介護職員の定着・離職防止についての対策を講じられたい。</p>	<p>づくりに資する階層別研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び定着支援のため、介護福祉士養成施設職員を講師として介護事業所に派遣し研修を実施〔介護職員の事業所全体レベルアップ事業〕 複数の介護職員や事業所が、共同で行う職場環境改善の取組等を支援〔介護職員・小規模事業所グループ支援事業〕 事業者団体等が行う労働環境・処遇改善の取組を支援〔地域医療介護総合確保基金（介護分）補助金事業〕 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の未取得事業者を対象として、加算取得に向けた研修を実施〔鳥取県介護職員処遇改善加算取得対策事業〕 介護事業者が受講料を負担して、介護福祉士国家試験に必要な「介護職員実務者研修」を職員に受講させる場合に受講料の一部を支援〔介護福祉士国家資格取得支援事業〕 		
農業政策				
25	<p>【新規】米の直接支払交付金廃止に対する対応について</p> <p>コメの直接支払交付金については、現在10アール当たり7,500円の交付金が支払われているが、2018年（平成30年）度をもって廃止されることが決定している。これにより主食用米を中心に生産している農家にとっては、大幅な収入減が予測できる。この対策としては、更なる集落（法人）化や大規模化が必要な一方、離農の道を選択する農家も発生すると考えられる。</p> <p>については、「水田フル活用交付金制度」の仕組みも含め、米農家に対する直接支払交付金制度が、法制化等、長期的に継続される制度となるよう国に対して働きかけ行われたい。また、県としても米農家支援対策拡充をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主食用米の需要に応じた生産に対する「米の直接支払交付金」は、民主党政権時代の平成22年に「戸別所得補償制度（15,000円/10a）」として始まり、現政権への政権交代後は、平成29年限りの時限措置として7,500円/10aに減額して交付されている。 「米の直接支払交付金」の全国規模の予算額は723億円あり、本県への交付額は734百万円（H28） また、飼料用米、麦、大豆等を対象とした「水田活用の直接支払交付金」の全国規模の予算額は3,078億円あり、本県への交付額は23.1億円（H28）であった。 一方、水田の担い手の経営安定を対象とした「諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）」と「農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）」は「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に位置づけられているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、「食料・農業・農村基本計画」（H27.3月）に平成37年を目標に水田のフル活用を掲げ、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図るため「水田活用の直接支払交付金」を活用していく旨を明記しました。 本県では、今後も、引き続き現行の支援水準が継続されるよう本年7月に国に要望しました。 また、平成30年以降も県産米の確実な販売量を確保し、売れ残ること無く安心して米生産者が生産できるよう、6月補正予算において、JA、農業者組織等の販路確保に向けた活動に対する支援を事業化しました。 	農林水産部（生産振興課）
26	<p>【新規】鳥取県ブランド米の生産・販売強化対策について</p> <p>コメ直接支払い交付金の廃止に関連し、農家の収入減を防ぐためには、県内で生産されたコメを高く販売することが必要となる。現在県では、4年連続特Aを取得した、「きぬむすめ」の生産及び販売拡大に力を入れているが、実際には全体の作付けのうち2割程度の状況となっている。</p> <p>については、関係する団体等と連携し、県内産「きぬむすめ」の販売及び生産拡大を目的としたイベント等を開催し、県内外に対して更なる販売促進につながる施策に取り組まれたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来、本県では「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」の早生品種が中心作付であり、収穫から乾燥調製にかけての作業が短期間に集中していたため、中生品種の作付が望まれていた。 中生品種である「きぬむすめ」は、作りやすく、高品質で安定的に収量が得られることから、平成20年に県の奨励品種に採用。 市場からの好評価により、平成29年に平成30年目標の3,000haを前倒しで達成する勢い。 	<ul style="list-style-type: none"> 「きぬむすめ」の特A評価を市場の評価に反映させるため、平成28年2月にJAグループ、県内米卸業者、県機関とで「鳥取県産きぬむすめブランド化推進協議会」を設立し、首都圏等都市部の高級百貨店のニーズに応えられるような高品質な「きぬむすめ」の生産及び販売を図っています。 「きぬむすめ」の特Aをきっかけに、県産米全体の評価向上につなげていきます。 	農林水産部（生産振興課）
27	<p>【新規】種子法廃止に伴う鳥取県の対応について</p> <p>4月開催の国会において、「主要作物種子法」の廃止法案が可決・成立した。これまで主要作物種子法は、都道府県が品種の指定や原種等の生産等を行うことで、種子の供給や価格の安定について、一定の役割を担って来た。同法の廃止は国民の基礎的食料である米、麦、大豆の種子を国が守るという政策を放棄しただけでなく、種子の供給や価格に対する不安や、外資系企業の参入による種子の支配や「知的財産権」などが懸念される。また遺伝子組み換えを行った種子の流通など、食の安全面からも懸念材料が浮上している。</p> <p>については、種子法廃止に伴</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主要農作物（稲、麦、大豆）の安定生産のため、国は昭和27年に県による種子の安定供給を定めた主要農作物種子法を制定。 民間業者の活用による多様なニーズに応えるための品種育成を目的とし、本年4月に主要農作物種子法が廃止となり、平成30年4月に施行。 なお、法廃止に対しては、参議院での付帯決議に、「法廃止に伴い都道府県の取組が後退することのないよう、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること」と明記された。 国は、引き続き都道府県が種子生産に重要な地位を占めるとし、現在、種子法に変わるガイドラインが検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県の主要農作物の安定生産には、種子の生産や供給が重要な位置を占めることから、引き続き県が果たすべき役割を担っていくこととしています。 このため、国に対して、都道府県の種子生産における役割・位置づけを明確にすることとともに、その役割を果たすための予算を十分に確保するよう本年7月に要望しました。 また、中国地方知事会においても同様な内容について、本年6月に共同アピールして取りまとめられたところです。 具体的な対策等については、今後、国が作成するガイドライン等を注視しながら検討していきます。 	農林水産部（生産振興課）

	う県としての対策方針を示されたい。			
28	<p>【新規】 農業生産工程管理 (GAP) に対する取組について 現在、農産物を調達する基準として、農業生産工程管理 (GAP) を採用する動きが加速している。この動きは農産物の輸出入でも同様となっている。また GAP は、2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックで選手などに提供される食材の調達基準になる可能性があるなど、今後更に GAP に対する注目が高まって来ると考えられる。農水省も GAP の普及・拡大を推進しており、GAP の普及推進、認証体制整備支援として、2017 年度 (平成 29 年度) 事業で一定の補助金を交付することを公表している。</p> <p>県においても、食の安全及び農産物の付加価値を追求する取組として、①GAP の普及推進・取組支援に対して国と連動した支援対策、②国の補助金では対応できない取組に対する支援 (圃場や畜舎への簡易トイレ設置など) を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の流通の複雑化やグローバル化が進む中、食品の安全を確保するため、国は GAP を推進。 国は、GAP の認知拡大 (パンフレット配布)、指導員の育成 (平成 30 年度に 1,000 人確保)、農業系教育機関での教育強化等、推進策を講じている 認証 GAP については取得経費 (初回認証費用、コンサルタント料、簡易トイレ設置などの施設用品費) を助成し、取得拡大を図っている (平成 31 年度末までに現状の 3 倍の認証取得)。 平成 29 年 3 月末現在、本県の GAP 取組状況は 20 経営体、うち認証 GAP (JGAP) 取得は 2 経営体であるが、GAP に関心の高い経営体や生産部会なども現れており、適時個別説明をしているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の GAP 推進の流れを受け、本県も全農ととり、JA 鳥取県中央会と協力し、今年度「鳥取県 GAP 推進協議会」を立ち上げ、推進体制を整備します。 GAP 推進体制整備に係る事業は、国の支援事業の活用を検討しているところです。 GAP の現場指導ができる指導員の養成や、推進の重点モデル経営体を選定し、計画的に GAP の取組を支援します。 東京オリ・パラの食材供給に関心を示すなど、意欲的な経営体への個別支援を行います。 ほ場等への簡易トイレ設置は、国の支援事業で対応する予定です。 	農林水産部 (生産振興課)
29	<p>県内農林水産物の地産地消を進める取組の強化について インターネットや SNS を通じて、伝統食や伝統野菜等の復活やレシピ等の紹介を進めるとともに、地域の農畜産物を利用した学校給食の拡充を各方面に働きかけ、地産地消を推進する取組を進められたい。</p> <p>また未来の社会を担う子供たちの農業・食料に対する関心を高めるため、生産者や農業団体及び教育機関等と連携をはかり、農業体験や食農教育に対する取組を今まで以上に推進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 伝統料理については、県ホームページや SNS を活用してレシピやエピソードを広く紹介している。 食農教育については、農業改良普及所や試験場等で出前授業を行っているほか、県内各 JA において食農体験スクールが行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地で愛される伝統料理は、これからも広く継承していく必要を認識しており、さまざまなメディアを活用しながら引き続き PR をしていきます。 (例：伝統料理を紹介した「鳥取愛の味」をホームページに掲載するほか、料理レシピの投稿・検索サイト、SNS 等に伝統料理等を掲載し「食のみやこ鳥取県」の PR を実施する。) 引き続き、教育現場や JA 等との連携を深めながら、農業体験や食農教育の取組を推進していきます。 	農林水産部
		<ul style="list-style-type: none"> 地域の農畜産物を利用した学校給食については、県ホームページにおいて取組状況やレシピを紹介している。 栄養教諭等を対象に「地場産物を活用した調理講習会」を開催し、学校給食における地域の農畜産物の使用拡充を図っている。 「県産品利用 (地産地消) 推進会議」を開催し、学校給食関係者、農林水産関係機関、関係課の連携充実を図っている。 学校における食育を通して、食べ物の大切さや生産者への感謝の心を育てている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地産地消推進のための会議や講習会等を継続的に開催し、体制の整備や連携の充実を図る。 引き続き学校における食育を推進していく。 	教育委員会 (体育保健課)